

いしのまき水辺の緑のプロムナード計画懇談会設置要綱

(設置)

第1条 水辺のすばらしさを感じながら、安全で快適に散策できるプロムナードの形成に関し、地域の意向を十分配慮の上、関係機関と連携の下にまちづくりと一体となった計画を検討するため、いしのまき水辺の緑のプロムナード計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、前条に規定する目的を達成するため、計画に関する事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者とする。

- (1) 東北学院大学経営学部教授
- (2) 石巻専修大学経営学科特任教授
- (3) 石巻千石船の会会長
- (4) 母なる北上川を愛する女性の会会長
- (5) その他市長が必要と認める者

3 前項各号に掲げる委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 懇談会の公開方法は、懇談会で定める。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、建設部河川港湾室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
(最初の会議の招集)
- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

【参考】

委員

亀山 紘 (石巻市長)
斎藤 善之 (東北学院大学 経営学部 教授)
清水 義春 (石巻専修大学 経営学科 特任教授)
邊見 清二 (石巻千石船の会 会長)
毛利スミ子 (母なる北上川を愛する女性の会 会長)
その他市長が必要と認める者

オブザーバー

佐藤 克英 (国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長)
大内 仁 (宮城県東部地方振興事務所長)
門傳 淳 (宮城県東部土木事務所長)
相澤 義光 (宮城県石巻港湾事務所長)